

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 13 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗原 寛

理由

組織の見直しをするため。

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会処務規則（昭和43年立川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、次の部、分課及び係を置く。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課 庶務係 施設係 学校施設建替係 学務課 管理係 学務係 学校保健係 指導課 指導係 教職員係 教育支援課 管理係 就学相談係 教育相談係 学校給食課 管理係 <u>東調理場係</u> <u>西調理場係</u> 生涯学習推進センター 管理係 生涯学習係 市民交流大学係 柴 崎学習館係 砂川学習館係 西砂学習館係 高松学習館係 錦学習 館係 幸学習館係 文化財係</p> <p>2 ……略……</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課 ……略…… 学務課 ……略…… 指導課 ……略…… 教育支援課 ……略…… 学校給食課 管理係</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、次の部、分課及び係を置く。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課 庶務係 施設係 学校施設建替係 学務課 管理係 学務係 学校保健係 指導課 指導係 教職員係 教育支援課 管理係 就学相談係 教育相談係 学校給食課 管理係 <u>給食係</u> 生涯学習推進センター 管理係 生涯学習係 市民交流大学係 柴 崎学習館係 砂川学習館係 西砂学習館係 高松学習館係 錦学習 館係 幸学習館係 文化財係</p> <p>2 ……略……</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課 ……略…… 学務課 ……略…… 指導課 ……略…… 教育支援課 ……略…… 学校給食課 管理係</p>

(1)～(3) ……略……

(4) 学校給食に係る企画及び調整に関すること。

(5) 学校給食の喫食数の管理に関すること。

(6) 学校給食費の決定及び徴収に関すること。

(7) ……略……

(8) 調理場の維持管理及び運営に関すること。

(9) 調理場 P F I 事業者との連絡及び調整に関すること。

(10) 調理場の視察及び見学会に関すること。

(11) 課内他の係に属しないこと。

東調理場係

(1) 学校給食に係る衛生、献立、調理及び栄養指導に関すること。

(2) 調理場の献立、調理及び配送に関すること。

(3) 調理場の給食用材料の調達及び管理に関すること。

(4) 小学校及び中学校での食教育支援指導に関すること。

(5) 調理場の試食会に関すること。

西調理場係

(1) 栄養士の統括に関すること。

(2) 学校給食に係る衛生、献立、調理及び栄養指導に関すること。

(1)～(3) ……略……

(4) 小学校給食に係る企画及び調整に関すること。

(5) 調理場校の喫食数の管理に関すること。

(6) 調理場校の学校給食費の決定及び徴収に関すること。

(7) ……略……

(8) 中学校給食に係る企画及び調整に関すること。

(9) 中学校給食に係る給食費の経理に関すること。

(10) 調理場の維持管理及び運営に関すること。

(11) 調理場 P F I 事業者との連絡及び調整に関すること。

(12) 調理場の視察及び見学会に関すること。

(13) 課内他の係に属しないこと。

給食係

(1) 単独調理校及び調理場栄養士の統括に関すること。

(2) 学校給食に係る指導、調査及び調整の統括に関すること。

(3) 学校給食に係る衛生、献立、調理及び栄養指導に関すること。

(4) 調理場の献立、調理及び配送に関すること。

(5) 調理場の給食用材料の調達及び管理に関すること。

(6) 中学校給食の献立、調理及び配送に関すること。

(7) 中学校給食の給食用材料の調達及び管理に関すること。

(8) 小学校及び中学校での食教育支援指導に関すること。

(9) 調理場の試食会に関すること。

- (3) 調理場の献立、調理及び配送に関すること。
- (4) 調理場の給食用材料の調達及び管理に関すること。
- (5) 小学校及び中学校での食教育支援指導に関すること。
- (6) 調理場の試食会に関すること。

生涯学習推進センター ……略……

2 ……略……

生涯学習推進センター ……略……

2 ……略……

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。